

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

近畿（大阪）厚生年金 事案 15062

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年12月12日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払台帳及び振込一括受託書、申立人から提出された普通預金通帳の写し並びに元同僚から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与支払台帳に記されている申立人の賞与支給額及び元同僚の賞与明細書を基に算出される申立人の厚生年金保険料額から判断すると、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月21日から同年8月3日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を同年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月21日から同年8月3日まで
② 昭和50年8月31日から同年9月1日まで

元同僚に係る厚生年金保険の加入記録について、年金記録確認近畿地方第三者委員会から照会があったことから、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の被保険者記録が無いことが分かった。また、自身の厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間②についても、被保険者記録が無いことが分かった。

A社には、昭和39年4月1日から50年8月31日まで継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、B社から提出された人事記録、同社の回答及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間①もA社に継続して勤務し（A社本社工場から同社C営業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、A社本社工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同日であり、かつ、資格取得時の標準報酬月額も申立人と同額である者のうち、申立人と同じ昭和39年

7月21日に同社の本社工場における被保険者資格を喪失し、その後、同社の本社以外の関連事業所における被保険者資格を取得している31人について、その資格取得日が、いずれも当該資格喪失日と同日又はその翌日となっていることから判断すると、同年7月21日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、A社には、昭和50年8月31日まで雇用されていた旨申し立てている。

しかしながら、申立人について、雇用保険の記録における離職日、B社から提出された人事記録における退職日及びA社D営業所における健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記されている退職日は、いずれも昭和50年8月30日であり、オンライン記録と符合している。

また、申立期間②に当たる昭和50年8月31日は日曜日であるところ、申立人は、「月末退職の場合、当該末日が会社の定休日の日曜日に当たり、最終出勤日とその前日であったとしても、会社としては、定休日を含め末日まで厚生年金保険に加入させる扱いはずであり、末日が退職日である。」旨主張しているが、B社は、「退職日は、実際の最終出勤日としている。日曜日は定休日であり、出勤日ではないことから、退職日とはならない。従業員の厚生年金保険の資格喪失に係る届出においても同様である。」旨回答している。

さらに、A社D営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②の前後に被保険者資格を喪失している者のうち、15人が当該時期に同社を退職したと回答しているところ、同社における退職日が被保険者資格喪失日と相違していると陳述する者はいない。

加えて、申立人は、「退職の際は、会社に対し、事前に退職する旨の報告を行った。」旨陳述しているところ、B社は、「申立人が、退職日の2週間ぐらい前に退職の申出を行っていたのであれば、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除することは無い。仮に、一旦、退職月に係る厚生年金保険料を控除したとしても、当該保険料を返金することになっていた。」旨

回答している。

なお、国民健康保険の記録によると、申立人は、昭和 50 年 8 月 31 日から、国民健康保険に加入し、同保険の被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和30年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から同年8月22日まで

年金事務所から元同僚の年金記録を訂正することになった旨の文書が届き、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社のC出張所の立ち上げに際し、同社本社から同社C出張所に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載内容、同社の回答及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社本社から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録において、申立人と同様に、昭和30年7月1日にA社本社における被保険者資格を喪失し、同年8月22日に同社C出張所における被保険者資格を取得している者が、「C出張所を立ち上げてから同出張所が実際に営業を開始するまでの期間は、本社から給料が支払われていた。」旨陳述しているところ、同社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年8月22日であることから判断すると、同日とすること

が妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年1月から同年9月までは24万円、同年10月から15年1月までは32万円、同年2月は30万円、同年3月から同年5月までは32万円、同年6月は19万円、同年7月は14万2,000円、同年8月から16年1月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から16年3月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を年金事務所に確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が10万4,000円と記録されており、実際の給与支給額と相違していることが分かった。

申立期間の一部に係る給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成14年1月から15年11月までの標準報酬月額記録については、申立人から提出された給与明細書から確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、14年1月から同年9月までは24万円、同年10月から15年1月までは32万円、同年2月は30万円、同年

3月から同年5月までは32万円、同年6月は19万円、同年7月は14万2,000円、同年8月から同年11月までは32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年12月及び16年1月の標準報酬月額の記事については、B銀行C支店から提出された申立人の給与振込先口座に係る預金取引明細表の記事から推認できる給与支給額及び元同僚から提出された給与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成16年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立期間後に同社の事業主となっている者も、申立期間当時の関係資料を引き継いでおらず不明としているが、申立期間のうち、14年1月1日から16年2月1日までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年2月1日から同年3月1日までの期間については、前述の預金取引明細表の記事を見ると、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額がA社から振り込まれていることが確認できるものの、申立人は、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、前述のとおり、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間後に同社の事業主となっている者も、申立期間当時の関係資料を引き継いでいない旨陳述していることから、当該期間における申立人の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、前述の元同僚から提出された給与明細書のうち、平成16年2月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料額は、申立人及び当該元同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致している。

このほか、申立期間のうち、平成16年2月1日から同年3月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年7月26日、同年12月7日、17年7月7日及び18年7月31日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を16年7月26日は12万円、同年12月7日及び17年7月7日は13万7,000円、18年7月31日は15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成18年7月

A社に勤務していた同僚の厚生年金保険の記録が訂正された旨のお知らせ文書を年金事務所から受けて、自身の記録を確認したところ、同社から支給された申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る賞与の記録が無いことが分かった。当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③、④、⑤及び⑥について、B銀行から提出された取引明細表から、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、A社の経理担当者は、「賞与から厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述しているところ、複数の同僚から提出された申立期間③、④、⑤及び⑥に係る各賞与支給明細書を見ると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されている。

さらに、申立期間⑥について、当該期間に申立人が居住していたC市から提出された申立人に係る住民税課税基礎資料に記されている平成18年分の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいて算出した同年分の社会保険料額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③、④、⑤及び⑥において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③、④、⑤及び⑥の支給日については、前述の申立人に係る取引明細表及び同僚提出の賞与明細書から、申立期間③は平成16年7月26日、申立期間④は同年12月7日、申立期間⑤は17年7月7日、申立期間⑥は18年7月31日とすることが妥当である。

また、申立期間③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、前述の申立人に係る取引明細表により確認できる賞与振込額を基に推計した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年7月26日は12万円、同年12月7日及び17年7月7日は13万7,000円、18年7月31日は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は不明としているものの、同社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録においても、申立人の当該期間に係る賞与記録が無いことを踏まえると、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、当該期間に係る賞与額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②について、B銀行は、「平成16年4月以前の取引明細表については、保存期限経過のため確認できない。」としている上、当該期間に申立人が居住していたD市も、「平成16年度（平成15年中）の税務関係資料は保管していない。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給について確認することができない。

また、法人登記簿によると、A社は既に破産手続が終結している上、申立期間①から⑥までに係る複数の元事業主は、「申立期間当時の貸金台帳等の資料を保管しておらず、詳細は不明である。」旨回答している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月23日及び同年12月3日は8万円、16年7月26日及び同年12月7日は11万円、17年7月7日は5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月7日

A社に勤務していた同僚の厚生年金保険の記録が訂正された旨のお知らせ文書を年金事務所から受けて、自身の記録を確認したところ、同社から支給された申立期間①、②、③、④及び⑤に係る賞与の記録が無いことが分かった。当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し及びB銀行から提出された申立人に係る預金元帳から、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、A社の経理担当者は、「賞与から厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述しているところ、複数の同僚から提出された申立期間①、②、③、④及び⑤に係る各賞与支給明細書を見ると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されている。

さらに、申立期間に申立人が居住していたC市から提出された申立人に係る

市民税・県民税所得回答書に記されている平成15年分から17年分までの社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいて算出した同年分の社会保険料額を、それぞれ上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間④の支給日については、前述の申立人に係る預金口座の記録及び同僚提出の賞与明細書から平成16年12月7日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の申立人に係る預金口座の記録により確認できる賞与振込額から推計した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月23日及び同年12月3日は8万円、16年7月26日及び同年12月7日は11万円、17年7月7日は5万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は不明としているものの、同社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録においても、申立人の当該期間に係る賞与記録が無いことを踏まえると、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があつたにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、当該期間に係る賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月23日及び同年12月3日は8万円、17年7月7日は5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成17年7月

A社に勤務していた同僚の厚生年金保険の記録が訂正された旨のお知らせ文書を年金事務所から受けて、自身の記録を確認したところ、同社から支給された申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いことが分かった。当該期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しから、申立人は、申立期間①、②及び③において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、A社の経理担当者は、「賞与から厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述しているところ、複数の同僚から提出された申立期間①、②及び③に係る各賞与支給明細書を見ると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の支給日については、前述の申立人に係る預金口座の記録及び同僚提出の賞与明細書から、申立期間①は平成15年7月23日、申立期間②

は同年12月3日、申立期間③は17年7月7日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の申立人に係る預金口座の記録により確認できる賞与振込額から推計した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月23日及び同年12月3日は8万円、17年7月7日は5万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は不明としているものの、同社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録においても、申立人の当該期間に係る賞与記録が無いことを踏まえると、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、当該期間に係る賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 15069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、脱退手当金を請求も受給もしていないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2年2か月後の昭和46年12月14日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金に係る代理請求をしたとは考え難い。

また、申立人は、支給決定日の約2年前に当たる昭和45年1月*日に婚姻し、改姓しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票に記されている氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間④から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年12月10日は30万円、17年7月15日は29万3,000円、18年7月14日及び同年12月15日は28万6,000円、19年7月10日は27万9,000円、同年12月14日は27万2,000円、20年7月10日は21万8,000円、同年12月11日は20万4,000円、21年7月10日は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成18年7月
⑦ 平成18年12月
⑧ 平成19年7月
⑨ 平成19年12月
⑩ 平成20年7月
⑪ 平成20年12月
⑫ 平成21年7月

A社に勤務し、B職業務に従事していた期間のうち、申立期間①から⑫までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④から⑨までの期間及び⑫について、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間⑩及び⑪について、平成 21 年度（平成 20 年分所得）市・県民税課税証明書（以下「課税証明書」という。）における年間給与額及び社会保険料額は、給与支給明細書から推認できる平成 20 年の各月の給与に係る年間支給額及び社会保険料控除額をそれぞれ超えていることが確認できる。

また、同僚から提出された申立期間⑩及び⑪に係る賞与明細書により、当該同僚は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、A 社の元社会保険事務担当者は、「C 職については、毎年 7 月及び 12 月に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑩及び⑪に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間④から⑨までの期間及び⑫に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間④は 30 万円、申立期間⑤は 29 万 3,000 円、申立期間⑥及び⑦は 28 万 6,000 円、申立期間⑧は 27 万 9,000 円、申立期間⑨は 27 万 2,000 円、申立期間⑫は 22 万 5,000 円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間⑩及び⑪に係る標準賞与額については、前述の給与支給明細書及び課税証明書の記録から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間⑩は 21 万 8,000 円、申立期間⑪は 20 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、賞与の支給日については、前述の賞与支給明細書に記載は無いが、A 社の元従業員から提出された賞与支給日を記録した手帳及び同社から提出された申立人と同職種の元従業員に係る賞与台帳等から、申立期間④は平成 16 年 12 月 10 日、申立期間⑤は 17 年 7 月 15 日、申立期間⑥は 18 年 7 月 14 日、申立期間⑦は同年 12 月 15 日、申立期間⑧は 19 年 7 月 10 日、申立期間⑨は同年 12 月 14 日、申立期間⑩は 20 年 7 月 10 日、申立期間⑪は同年 12 月 11 日、申立期間⑫は 21 年 7 月 10 日とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間④から⑫までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答は得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの従業員のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①から③までについて、A社に、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立人の申立期間①から③までに係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地であるD市E区に照会したものの、同区は、「申立期間①から③までに係る課税資料については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間⑥から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成17年8月10日は30万4,000円、18年8月10日は32万円、同年12月8日は27万7,000円、19年4月10日は30万8,000円、同年8月10日は21万6,000円、同年12月10日は18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年4月
④ 平成16年8月
⑤ 平成16年12月
⑥ 平成17年8月
⑦ 平成18年8月
⑧ 平成18年12月
⑨ 平成19年4月
⑩ 平成19年8月
⑪ 平成19年12月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑪までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。申立期間当時、成績や賞与支給額などを記録した手帳を提出するので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑥から⑧までについて、申立人から提出されたC金融機関発行の取引明細表（預金）により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された手帳を見ると、申立期間⑥及び⑦に係る賞与支給額、A社からのD種金額及び賞与振込額並びに申立期間⑧に係る同社からのD種金額及び賞与振込額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間⑥から⑧までに係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑥から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間⑥から⑧までに係る標準賞与額については、前述の手帳の記載内容及び申立人と同職種の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間⑥は30万4,000円、申立期間⑦は32万円、申立期間⑧は27万7,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の取引明細表（預金）により確認できる振込日の記録から、申立期間⑥は平成17年8月10日、申立期間⑦は18年8月10日、申立期間⑧は同年12月8日とすることが妥当である。

申立期間⑨から⑪までについて、前述の取引明細表（預金）により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、E市F区から提出された平成20年度（平成19年分所得）の市・県民税課税証明書により、平成19年において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間⑨から⑪までに係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑨から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間⑨から⑪までに係る標準賞与額については、前述の市・県民税課税証明書における社会保険料控除額及び取引明細表（預金）における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間⑨は30万8,000円、申立期間⑩は21万6,000円、申立期間⑪は18万9,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の取引明細表（預金）により確認できる振込日の記録から、申立期間⑨は平成19年4月10日、申立期間⑩は同年8月10日、申立期間⑪は同年12月10日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑥から⑪までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できると

ころ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び②について、A社に、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、前述の手帳には、申立期間①及び②の賞与についての記載は無い上、申立人は、「賞与の振込先であったC金融機関に照会したところ、平成16年1月以前の取引履歴は保存年限を経過しているため、取引明細表は発行されなかった。」旨陳述しており、申立人の申立期間①及び②に係る賞与の支給について確認することができない。

申立期間③から⑤までについて、前述の取引明細表（預金）により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、前述のとおり、A社に、申立人の申立期間③から⑤までに係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、前述の手帳には、申立期間③から⑤までの賞与についての記載は無い上、当該期間に係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地であるE市F区に照会したものの、同区は、「申立人の申立期間③から⑤までに係る課税資料については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①から⑤までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月10日は20万円、同年12月18日は23万円、16年7月15日は20万円、同年12月13日は23万円、17年7月15日は19万5,000円、18年7月14日は19万1,000円、同年12月15日は21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月13日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成18年7月14日
⑦ 平成18年12月15日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑦までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。平成15年分から18年分までの賞与総支給額及び手取額などを記録した手帳を提出するので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年分から18年分までの手帳により、申立人にA社から申立期間に係る賞与が支給されていたことが認められる。

また、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の申立人から提出された手帳に記載されている賞与総支給額及び前述の複数の元同僚から提出された賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月10日は20万円、同年12月18日は23万円、16年7月15日は20万円、同年12月13日は23万円、17年7月15日は19万5,000円、18年7月14日は19万1,000円、同年12月15日は21万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答は得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの従業員の内いずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間③から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年4月9日は16万2,000円、同年8月10日は27万7,000円、同年12月10日は28万2,000円、17年8月10日は23万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年4月
④ 平成16年8月
⑤ 平成16年12月
⑥ 平成17年8月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑥までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③から⑥までについて、申立人から提出された預金通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成16年分及び17年分の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）により、平成16年及び17年において、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間③から⑥までに係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③から⑥までに係る

厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③から⑥までに係る標準賞与額については、前述の源泉徴収票における社会保険料控除額及び預金通帳における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間③は16万2,000円、申立期間④は27万7,000円、申立期間⑤は28万2,000円、申立期間⑥は23万8,000円に訂正することが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の預金通帳により確認できる振込日の記録から、申立期間③は平成16年4月9日、申立期間④は同年8月10日、申立期間⑤は同年12月10日、申立期間⑥は17年8月10日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③から⑥までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び②について、前述の預金通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、A社に、申立人の申立期間①及び②に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立期間①及び②に係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地であるC県D市に照会したものの、同市は、「申立人の申立期間①及び②に係る課税資料については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月10日及び同年12月24日は7万円、16年7月14日及び同年12月10日は5万円、17年7月15日は4万9,000円、18年7月14日は4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月24日
③ 平成16年7月14日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成18年7月14日

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑥までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月24日は7万円、16年7月14日及び同年12月10日は5万円、17年7月15日は4万9,000円、18年7月14日は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答は得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの従業員の内いずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（京都）厚生年金 事案 15075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月18日、16年7月14日及び同年12月10日は18万3,000円、17年7月15日は17万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年7月14日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月15日

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑤までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④について、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間③について、申立人から提出された賞与支給明細書、給与支給明細書及び平成16年分の給与所得に係る源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）により、平成16年において、当該源泉徴収票の支払額及び社会保険料額は、各明細書におけるそれぞれの合計額を超えていることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人から提出された平成17年分の源泉徴収票における支払額及び社会保険料額は、前述の給与支給明細書から推認できる平成17年の各月の給与に係る年間支給額及び社会保険料控除額をそれぞれ超えて

いることが確認できる。

また、同僚から提出された申立期間③及び⑤に係る賞与明細書により、当該同僚は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の元社会保険事務担当者は、「C職については、毎年7月及び12月に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③及び⑤に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①、②及び④に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③及び⑤に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書、給与支給明細書及び源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月10日、同年12月18日、16年7月14日及び同年12月10日は18万3,000円、17年7月15日は17万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答は得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの従業員の内いずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年5月までの期間及び同年7月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から40年5月まで
② 昭和40年7月から41年3月まで

申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、母から、「あなたの国民年金保険料は20歳から納付している。」と聞いていたので、母が行ってくれたと思う。

当時、毎月、自宅に来た集金人に、母が国民年金保険料を納付している様子を何度か見たことがあり、保険料を納付すると、集金人が、グレーがかった茶色又はベージュ色の表紙の国民年金手帳に丸い領収印を押していたことをはっきり覚えている。

当時の国民年金手帳は、亡くなった母が保管していたが、今どこにあるかわからず、国民年金保険料を納付したことを証明できるものは何も無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和42年1月20日であるところ、当該手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA県B市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が最初に国民年金被保険者資格を取得した日は40年7月17日と記されており、この場合、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料は納付することができない。

申立期間②について、前述の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるところ、申立人が陳述する保険料の納付方法は、現年度保険料の納付方法であり、過年

度保険料の納付方法とは異なる。

また、国民年金事務組合であったC国民健康保険組合が保管する申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、当該台帳の納付記録欄のうち、申立期間②となる昭和40年度の備考欄に「附4条勸奨*」の記載、その下段に「55.2.20」の押印がそれぞれ確認できるところ、当該記載等は、申立期間②について、第3回特例納付制度（法附則4条）による納付勸奨を昭和55年2月20日に行ったことを事跡として記録したものと推認されることから、申立期間②は、当該納付勸奨の時点においても未納であったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行っていたとされる申立人の母は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができない上、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 15076

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 6 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に昭和 31 年 3 月に入社し、33 年 12 月 1 日付けで同社B本社に転勤するまで、同社C工場においてD職として勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間も同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の人事資料等を保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、複数の同僚が名前を挙げた当時の事務担当者は死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、事業主は、申立人が昭和 33 年 6 月 6 日に被保険者資格を喪失した届出を行っていることが確認できる上、オンライン記録により、申立人と同職種の多くの同僚は、申立人と同様に、同日に同社C工場において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚並びにA社（C工場）及び同社（B本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、被保険者記録が確認できる元従業員のうち、所在の判明した者に照会したところ、30 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

加えて、A社（C工場）に係る被保険者名簿により、申立人が同社C工場において被保険者資格を喪失した直後の昭和 33 年 6 月 26 日に健康保険被保険者

証を返納したことを示す「証返納6.26」の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月
② 平成 15 年 8 月
③ 平成 15 年 12 月
④ 平成 16 年 4 月
⑤ 平成 16 年 8 月
⑥ 平成 16 年 12 月
⑦ 平成 17 年 8 月
⑧ 平成 18 年 8 月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑧までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に、申立人の申立期間①から⑧までに係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、同僚から提出された預金通帳及び賞与支給明細書により、A社における申立期間①から⑧までに係る賞与の支給は、金融機関への振込みであることが確認できるところ、申立人から、当該期間に係る賞与の振込先金融機関について陳述を得ることができず、申立人の当該期間に係る賞与の支給について確認することができない。

さらに、申立期間①について、同僚から提出された預金通帳により確認できる当該期間の賞与の振込記録から、申立人についても平成 15 年 3 月 31 日に支給された可能性があるが、仮に同日に支給されたとしても、賞与から控除された厚生年金保険料を年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは同年

4月1日であることから、当該賞与から控除された厚生年金保険料は、制度上、年金給付額に反映されない。

このほか、申立期間①から⑧までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。